

令和7年度（2025年度）熊本県乾しいたけ品評会審査要領

1 審査方法

令和7年度（2025年度）熊本県乾しいたけ品評会に出品された出品物については、本要領の定めるところにより審査する。

(1) 出品物は、出品者名を伏せ、各部門、品柄ごとに受付番号により審査する。

(2) 審査は、次の方法により行う。

① 第一次審査 次に掲げる欠点事項がある場合には不合格とする。

量目不足・乾燥不良・虫害・カビ・黒子・バレ・モミジ葉・異品柄混入・異臭

② 第二次審査 第一次審査に合格した出品物の中から、比較順列法により各部・品柄ごとに出品点数の30%程度を選出する。

③ 第三次審査 第二次審査で選出された「700gの部」の出品物については、品柄ごとの熊本県乾しいたけ品評会審査基準（別表）（以下、別表）で定めている各項目の配点により採点する。

また、第二次審査で選出された「大箱の部」については、第三次審査を省略する。

④ 第四次審査 「700gの部」については、第三次審査の採点結果を基に、審査を行った審査員全員の協議により採点の補正を行い、品柄ごとに順位を決定する。

「大箱の部」については、別表で定める項目と併せて「商品性」を加味して審査することとし、比較順列法により順位を決定する。

ただし、順位の決定がこれにより難しいときは、審査長の判断により決定するものとする。

(3) 同一出品者で、同一部門の同一品柄に2点以上入賞すべきものがあつた場合は、その最上位のもののみ選賞とする。

2 その他重要事項

(1) 審査結果については、異議申立てを認めない。

(2) 審査関係者は、審査成績が公表されるまで、その内容、その他審査に関する重要事項を審査長の承認なく公表することはできない。

(3) この要領のほか、審査等に必要な事項は、審査員全員がその都度協議して定める。

(4) 上どんこ、茶花どんこ、天白どんこについては、形状、亀裂、色沢の順に重要視する。

(5) 茶花どんこについて、形状が均一で亀裂がきめ細やかなものを良とする。

また、亀裂の色が白いものは対象外とする。

熊本県乾しいたけ品評会審査基準

(品 柄) 上どんこ

上どんこ特有の品格を有し、かつ、下表に掲げる基準を満たしているものを良とする。

項 目	基 準
^{きんさん} 菌傘の形状 及び色沢 (20)	1 菌傘は厚肉であるもの 2 菌傘は全開せず半球形状を呈し、菌縁は十分に巻き込み、形状が整一であるもの 3 菌傘の表面は、滑らかでしわの少ないもの 4 菌傘の表面は椎茸特有の色艶を有し、その色艶は鮮明であるもの
^{きんしゅう} 菌 褶の形 状及び色沢 (20)	1 菌褶は整一で、欠け又は倒れのないもの 2 菌褶は淡黄色で鮮明であるもの
^{きんべい} 菌柄の形状 (10)	1 菌柄の長さが比較的短いもの 2 石づきの小さいもの
重 さ (10)	菌体の容積に比し、比重の大なるもの
大 き さ (10)	菌傘の直径がほぼ4.5cm程度のもの
香 気 (10)	乾椎茸特有の香気の高いもの
乾 燥 (10)	水分含有率が8%以下のもの
品 ぞ ろ え (10)	1 品柄の良いものの配合が多いもの 2 審査対象品の品柄が同等の場合は、各個体の大きさがそろっているもの

注) 各項目の () の数字については配点点数の上限である。

(品 柄) 茶花どんこ

茶花どんこ特有の品格を有し、かつ、下表に掲げる基準を満たしているものを良とする。

項 目	基 準
きんさん 菌傘の形状 及び色沢 (20)	1 菌傘は厚肉であるもの 2 菌傘は全開せず半球形状を呈し、菌縁は十分に巻き込み、形状が統一であるもの 3 菌傘の表面が細かく、かつ明瞭に亀裂し、亀裂の色艶は淡褐色で鮮明であり、その亀裂は互いに交差して花または亀甲状を呈するもの 4 菌傘の表面は椎茸特有の色艶を有し、その色艶は鮮明であるもの
きんしゅう 菌 褶の形 状及び色沢 (20)	1 菌褶は統一で、欠け又は倒れのないもの 2 菌褶は淡黄色で鮮明であるもの
きんべい 菌柄の形状 (10)	1 菌柄の長さが比較的短いもの 2 石づきの小さいもの
重 さ (10)	菌体の容積に比し、比重の大なるもの
大 き さ (10)	菌傘の直径がほぼ4.5cm程度のもの
香 気 (10)	乾椎茸特有の香気の高いもの
乾 燥 (10)	水分含有率が8%以下のもの
品 ぞ ろ え (10)	1 品柄の良いものの配合が多いもの 2 審査対象品の品柄が同等の場合は、各個体の大きさがそろっているもの

注) 各項目の()の数字については配点点数の上限である。

(品 柄) 天白どんこ

天白どんこ特有の品格を有し、かつ、下表に掲げる基準を満たしているものを良とする。

項 目	基 準
きんさん 菌傘の形状 及び色沢 (20)	1 菌傘は厚肉であるもの 2 菌傘は全開せず半球形状を呈し、菌縁は十分に巻き込み、形状が統一であるもの 3 菌傘の表面が細かく、かつ明瞭に亀裂し、亀裂の色艶は白く鮮明であり、その亀裂は互いに交差して花または亀甲状を呈するもの 4 菌傘の表面は椎茸特有の色艶を有し、その色艶は鮮明であるもの
きんしゅう 菌 褶の形 状及び色沢 (20)	1 菌褶は統一で、欠け又は倒れのないもの 2 菌褶は淡黄色で鮮明であるもの
きんべい 菌柄の形状 (10)	1 菌柄の長さが比較的短いもの 2 石づきの小さいもの
重 さ (10)	菌体の容積に比し、比重の大なるもの
大 き さ (10)	菌傘の直径がほぼ4.5cm程度のも
香 気 (10)	乾椎茸特有の香気の高いもの
乾 燥 (10)	水分含有率が8%以下のもの
品 ぞ ろ え (10)	1 品柄の良いものの配合が多いもの 2 審査対象品の品柄が同等の場合は、各個体の大きさがそろっているもの

注) 各項目の()の数字については配点点数の上限である。

(品 柄) どんこ ※大箱の部

どんこ特有の品格を有し、かつ、下表に掲げる基準を満たしているものを良とする。

項 目	基 準
きんさん 菌傘の形状 及び色沢	1 菌傘は厚肉であるもの 2 菌傘は全開せず半球形状を呈し、菌縁は十分に巻き込み、形状が整一であるもの 3 菌傘の表面は、滑らかでしわの少ないもの 4 菌傘の表面は椎茸特有の色艶を有し、その色艶は鮮明であるもの
きんしゅう 菌 褶の形 状及び色沢	1 菌褶は整一で、欠け又は倒れのないもの 2 菌褶は淡黄色又は乳白色で鮮明であるもの
きんべい 菌柄の形状	1 菌柄の長さが比較的短いもの 2 石づきの小さいもの
重 さ	菌体の容積に比し、比重の大なるもの
大 き さ	菌傘の直径がほぼ4.5cm程度のもの
香 気	乾椎茸特有の香気の高いもの
乾 燥	水分含有率が8%以下のもの
品 ぞ ろ え	1 品柄の良いものの配合が多いもの 2 審査対象品の品柄が同等の場合は、各個体の大きさがそろっているもの
商 品 性	商品性があり市場価値の高いもの

(品 柄) こうこ

こうこ特有の品格を有し、かつ、次表に掲げる基準を満たしているものを良とする。

項 目	基 準
菌傘の形状 及び色沢 (20)	1 菌傘は中肉であるもの 2 菌傘は中開程度でやや丸みを帯び、菌縁の巻き込みが良く形状が整一であるもの 3 菌傘の表面は、滑らか（亀裂も可）でしわの少ないもの 4 菌傘の表面は椎茸特有の色艶を有し、その色艶は鮮明であるもの
菌褶の形状 及び色沢 (20)	1 菌褶は整一で、欠け又は倒れのないもの 2 菌褶は淡黄色で鮮明であるもの
菌柄の形状 (10)	1 菌柄の長さが比較的短いもの 2 石づきの小さいもの
重 さ (10)	菌体の容積に比し、比重の大なるもの
大 き さ (10)	菌傘の直径がほぼ7cm程度のも
香 気 (10)	乾椎茸特有の香気の高いもの
乾 燥 (10)	水分含有率が8%以下のもの
品 ぞ ろ え (10)	1 品柄の良いものの配合が多いもの 2 審査対象品の品柄が同等の場合は、各個体の大きさがそろっているもの
商 品 性 (大箱の部)	商品性があり市場価値の高いもの

注) 各項目の()の数字については700gの部の配点点数の上限である。
また、商品性については、大箱の部のみに適用する。

(品 柄) こうしん

こうしん特有の品格を有し、かつ、次表に掲げる基準を満たしているものを良とする。

項 目	基 準
菌傘の形状 及び色沢 (20)	1 菌傘は中肉以下であるもの 2 菌傘は全開し、扁平状を呈し、菌縁はわずかに巻き込み、形状が整一であるもの 3 菌傘の表面は、滑らかでしわの少ないもの 4 菌傘の表面は椎茸特有の色艶を有し、その色艶は鮮明であるもの
菌褶の形状 及び色沢 (20)	1 菌褶は整一で、欠け又は倒れのないもの 2 菌褶は淡黄色又で鮮明であるもの
菌柄の形状 (10)	1 菌柄の長さが比較的短いもの 2 石づきの小さいもの
重 さ (10)	菌体の容積に比し、比重の大なるもの
大 き さ (10)	菌傘の直径がほぼ8cm程度のもの
香 気 (10)	乾椎茸特有の香気の高いもの
乾 燥 (10)	水分含有率が8%以下のもの
品 ぞ ろ え (10)	1 品柄の良いものの配合が多いもの 2 審査対象品の品柄が同等の場合は、各個体の大きさがそろっているもの
商 品 性 (大箱の部)	商品性があり市場価値の高いもの

注) 各項目の()の数字については700gの部の配点点数の上限である。
また、商品性については、大箱の部のみに適用する。